

【重要】各種証明ルールの変更について

神戸商工会議所・貿易証明センター

今般、日本商工会議所が定める各種証明ルールの基準見直しが行われたことにより、神戸商工会議所では下記の通り各種証明ルールを変更いたします。

なお、6月中は従来の申請方法でも認めますが、2023年7月1日以降は、新ルールに基づき、厳格に運用してまいりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

【変更内容について】

項目	現行	変更後	
原産地証明	証明書への記載方法	荷印部分を除き「黒色」か「青色」で記載	荷印部分を除き「黒色」で記載 (サインは「青色」も可)
	原産地証明書および典拠インボイスのサイン	肉筆	肉筆、ラバースタンプ、印字サイン可 ※
	納税者番号(VIN、BIN)や法人番号、税関に対して輸入者として登録している番号等	Remarks (備考) 欄のみ記載可	備考欄のほか2欄 (荷受人欄) への記載可 (法人番号は1欄 (輸出者欄) への記載も可)
インボイス証明	申請者サイン	肉筆	肉筆、ラバースタンプ、印字サイン可 ※
	訂正印について	申請者と会議所の訂正印を押印	会議所の訂正印は押印しない (申請者の訂正印は必須)
	船積日から相当期間経過した場合	6か月超1年未満、理由書等の提出	期限制限なし 理由書等の提出不要
サイン証明	申請者サイン	肉筆	肉筆、ラバースタンプ、印字サイン可 ※
	船積日から相当期間経過した場合	6か月超1年未満、理由書等の提出	期限制限なし 理由書等の提出不要

※ 会議所の肉筆サインが必要な場合は、申請者も肉筆サインで申請して下さい。

以上

【本件担当】

神戸商工会議所 産業部 貿易証明センター

〒650-8543 神戸市中央区港島中町 6-1 電話：078-303-5807 FAX：078-306-2348